

事 務 連 絡
令和元年12月9日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の
一部訂正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡しましたのでお知らせいたします。

事務連絡
令和元年12月9日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」の
一部訂正について

下記の通知につきまして、別添のとおり一部訂正がありましたので、貴管下の保険医療機関、
審査支払機関等へ周知願います。

- ・「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
（令和元年11月26日付け保医発1126第2号）（別添）

(別添)

「使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部改正等について」
(令和元年11月26日付け保医発1126第2号)

記

1～4 (略)

5 ~~≠~~ 関係通知の一部改正について

(1) (略)

(2) 「「診療報酬における加算等の算定対象となる後発医薬品」等について」(平成30年3月5日付け保医発0305第8号)を以下のとおり改正する。

- ① 別紙1に別添1に掲げる医薬品を加え、令和元年11月~~27日~~日から適用すること。
- ② 別紙3に別添2に掲げる医薬品を加え、令和元年12月1日から適用すること。
- ③ 別紙3中、次の表に掲げる医薬品を削り、令和元年11月~~27日~~日から適用する。